

傷害補償及び賠償責任補償に関する規程

平成 29 年 4 月 17 日 会長決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸市人と猫との共生推進協議会規約第 11 条の規定に基づき、協議会の業務に係る傷害補償又は賠償責任補償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の責任の範囲)

第 2 条 協議会の業務を実施するにあたり、自ら傷害を負ったとき又は第三者に損害を与えたときは、当事者に故意又は重大な過失がある場合及び自動車の使用に関する場合を除き、協議会がその責を負う。

2 協議会の構成団体に属する個人又は個人たる協力者が協議会の業務を実施するにあたって生じた傷害補償及び損害賠償補償のため、協議会は、当該個人を兵庫県ボランティア・市民活動災害共済（以下「ボランティア共済」という。）に加入させる。

(ボランティア共済に係る細目)

第 3 条 ボランティア共済の保険約款等に定める加入等の手続については、事務局が行うものとし、その保険料については協議会が負担する。

2 協議会の構成団体又は協力者は、毎年度又は異動が生じる都度、必要な名簿を作成し、事務局に提出する。

3 保険金を請求する必要が生じたときは、事務局に直ちに連絡するものとし、事務局は保険金請求に必要な証明書等を作成する。

4 損害賠償に関する請求が協議会に対して行われた場合、その損害賠償金については当該個人がボランティア共済から支給される保険金をもって充てる。

5 協議会の構成団体に属する個人又は個人たる協力者が既にボランティア共済の被保険者である場合、協議会はその保険料を負担しない。ただし、この場合においても、第 2 項から第 4 項の規定を適用する。

(自動車の使用に係る自賠責保険及び任意保険)

第 4 条 野良猫の繁殖制限事業に係る事前調査、周知、捕獲、手術場所への搬入、手術場所から捕獲場所への返還、地域猫活動団体への支援又は助言、野良猫への給餌者に対する指導又は助言並びに事後調査にあたり、協議会の構成団体又は協力者が自動車を使用する場合、必ず自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入しているものとし、自動車の使用中に生じた傷害補償及び損害賠償補償については、ボランティア共済により補償されるものを除き、これらの保険によるものとする。

2 協議会の構成団体又は協力者は、毎年度又は異動が生じる都度、自動車を使用する者の名簿、使用する自動車の車検証並びに当該自動車が自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入していることを証する書類の写しを事務局に提出する。

(その他の損害賠償)

第 5 条 前 2 条に規定する場合以外の協議会に対する損害賠償請求に対応するため、管理者賠償責任及び情報漏えい賠償責任に係る保険に加入する。

2 誤って飼い猫に不妊去勢手術を実施した場合など、前 2 条及び前項の保険金により対応できない場合に備え、協議会は毎年度予算を計上するものとする。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。